

～都市緑化推進補助金～

私有地での緑化活動に助成！

1 目的

春日井市は、地域においてまちを緑あふれる魅力的なものにするため、市内の市街化区域や市街化調整区域内で市民や民間事業者等が行う緑化活動を応援します。

2 実施内容等

私有地の建物や敷地の緑化を進める事業で、必要な要件を満たすものを対象とします。

(1) 対象となる事業と経費

屋上緑化・壁面緑化・空地緑化・駐車場緑化・生垣設置及び私有樹林地活用型の各事業で、植栽、植栽基盤、かん水施設や表示板設置に必要な費用を対象とします。ただし固体の生育期間が2年を見込めないものは除きます。

(2) 必要な要件

- ① 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化は、緑化面積が50平方メートル以上の緑化工事
- ② 生垣設置は、延長15メートル以上の緑化工事
- ③ 私有樹林地活用型は、樹林地面積の4分の1を超えない面積。ただし50平方メートル以上（既存私有樹林地は200平方メートル以上）の緑化工事
- ④ 次の表に記載する要件のいずれかを満たすこと

事業区分	要件
屋上緑化・壁面緑化 空地緑化・駐車場緑化	・誰でも見ることができる、管理者の了解を得て見ることができるなど公開性があること。 ・中高木が植栽された面積が、緑化面積の25%以上占めていること。
生垣設置	・生垣延長のうち、公道等に接する長さ（接道延長）の割合が50%以上あること。 ・1メートル当たり2本以上植えられており、地面から0.9メートルの高さがあること。

(3) 補助金額

対象経費の2分の1（上限500万円）で、次の要件の範囲内です。

屋上及び壁面緑化	緑化面積 (㎡) × 3万円	空地緑化	緑化面積 (㎡) × 1.5万円
駐車場緑化	緑化面積 (㎡) × 2万円	生垣設置	生垣の延長 (m) × 5千円

※算定した補助金額が10万円未満（生垣設置は3万円未満）の場合は、補助金を交付しません。

3 申請期間及び申請場所

期 間 令和3年4月1日（木）から令和4年1月31日（月） ※予算に達した時点で
8：30～17：15（土日祝日を除く） 終了します。

場 所 公園緑地課（市役所7階）

※申請前に必ず公園緑地課にご相談ください。